

緊急調査の実施体制について

砂防学会は特別災害対応委員会規程を改訂し、「公益社団法人として被災市町村や復旧事業担当行政機関への支援、また会員の砂防学の研究発展及び国土の保全、国民生活の安全に寄与するために緊急調査を実施する。」ことになった。

そのため、従来にもまして災害直後のいわゆる「初動体制」としての対応が重要となってきた。

特別災害対応委員会は、会長、副会長、被災地区の支部長、専務理事、総務部会長、研究開発部会長、事業部会長、編集部会長 及び会長が指名するものから構成されるが、事務局についての規定がなく、総務部会、研究開発部会、事業部会及び編集部会が共同で対応することになると考えられる。

事務局が複数の部会にまたがることは総合的な対応を可能とするが、即応性という意味からは課題があり、初期対応の事務局を明確にしておくことが重要である。

そこで、災害当初の調査はその成果を行政に提供して二次災害の防止等公益事業としての性格が強く、また実施に際しては国、都道府県等の行政との連携や、調査結果の公表に関して全国的な影響などを考慮して対応することが求められる。このことから、災害直後の特別災害対応委員会の事務局を事業部会に置くものとする。しかる後にき、現地での救助活動等が落ち着き、災害調査の焦点が明確となる頃より、災害を引き起した現象の解明等に力点を置くため、事務局の体制を事業部会から研究開発部会等へ移行してはと考える。

なお、移行に際しては、会長と担当副会長（事業部会担当及び研究開発部会担当）、事業部会長、研究開発部会長が協議をして決めるものとする。

公益社団法人砂防学会 特別災害対応委員会規程

第1章 総則

(総則)

第1条 社会に影響を及ぼす土砂災害が発生した時、学会に特別災害対応委員会を置き、公益社団法人として被災市町村や復旧事業担当行政機関への支援、また会員の砂防学の研究発展及び国土の保全、国民生活の安全に寄与するために緊急調査を実施する。

第2章 特別災害対応委員会

(目的)

第2条 委員会は、社会に影響を及ぼす土砂災害が発生した場合、緊急調査の必要性や方針を審議し、緊急調査の企画を行う。また、必要に応じて、調査成果の公表や土砂災害対策の提言などについて企画する。

(委員会)

第3条 この委員会の委員長は会長が当たる。

2 副委員長は、副会長及び支部長（被災支部に限る）が当たる。

3 委員は、専務理事、総務部会長、研究開発部会長、事業部会長、編集部会長 及び会長が指名するものが当たる。